

第15回長野家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成20年7月10日午後3時から午後5時15分まで

2 場所

長野家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 泉川健太郎, 大西直樹, 佐藤守賢, 田中友江, 土屋準, 寺門正顕, 中山栄子, 松岡英子, 村田彰, 安井久治, 吉原與志子 (50音順, 敬称略)

(オブザーバー) 行方美和上席裁判官, 大畑好司首席家庭裁判所調査官, 古山けさみ家庭裁判所首席書記官, 勝田和彦次席家庭裁判所調査官, 春原敏男家庭裁判所訟廷管理官, 廣瀬一秀家庭裁判所事務局長, 齊藤健俊家庭裁判所事務局次長, 工藤敏之家庭裁判所総務課課長, 畠山隆家庭裁判所総務課課長補佐, 石田晴彦家庭裁判所総務課庶務係長

4 テーマ

成年後見制度について

5 議事

(1) 開会の言葉 (工藤家裁総務課長)

(2) 自己紹介

ア 田中委員

イ 泉川委員

ウ 佐藤委員

(3) 議事の進行について

○ 今回の家裁委員会は, 成年後見制度についてを議題として行う。

成年後見制度は, 近年申立てが増加傾向にあり, また, 手続の迅速化が一層求められている状況にある。そのような状況を踏まえ, 御意見をいただきたい。

まず始めに, 成年後見制度の大枠のイメージを掴んでいただくために, 成

年後見手続説明用のDVDを御覧いただき、その後、裁判所から制度の概要等について説明をさせていただいた上で、質疑応答、意見交換に移りたい。

(委員長)

- (4) 成年後見手続説明用DVD「成年後見～利用の仕方と後見人の仕事～」の視聴
- (5) 「成年後見制度の概要について」の説明〔説明（古山家裁首席書記官）〕
- (6) 「成年後見等事件の手続進行上の工夫について」の説明〔説明（勝田次席家裁調査官）〕
- (7) 「被後見人の能力の判定と後見人選任について」の説明〔説明（行方上席裁判官）〕
- (8) 質疑応答、意見交換

- 成年後見制度の概要、裁判所における手続進行上の工夫等について説明をさせていただいたが、これを受けての御意見、御質問等お伺いしたい。

DVDやパンフレットについて、内容は分かりやすいものとなっているか。また、手続進行上の工夫や、これから導入予定の受理面接等、裁判所の取り組みについてどのような印象を持たれたか。

(委員長)

- そもそも、成年後見制度は世間一般にどの程度浸透しているのか。まだまだ周知されておらず、利用者も少ないのではないかという印象であるが、この点、制度の利用状況等についてお伺いしたい。

(村田委員)

- 長野県において、例えば平成19年度の申立件数はどのくらいか。全国ではどうか。

(委員長)

- 長野では、後見開始が325件、任意後見監督が11件、保佐が22件、補助が12件で、合わせて370件である。全国では法定・任意後見、保佐、補助を合わせて24,988件である。

(古山家裁首席書記官)

- 現時点での累計数はどのくらいか。

(松岡委員)

- 長野県において後見監督を必要とする事件数の合計は、大体千五、六百件である。

(古山家裁首席書記官)

- 高齢者、障害者の実数と比較すると、成年後見手続の利用者の数は随分少

ないという印象を受ける。手続を必要としているのに申立てをしていないという人が相当多いのではないか。(松岡委員)

- 長野県の障害福祉課の調べでは、高齢者や障害者で成年後見手続を必要としている人は全国で約500万人いるとの試算もある。数の比較からすると、成年後見制度の普及がまだまだ充分ではないのではないかという認識である。(佐藤委員)

- そのような状況になっているとすれば、どのようなことが原因であると考えられるか。(委員長)

- 広報が足りないのではないか。(松岡委員)

- 地方都市ということもあり、古き良き慣習に従って、親族等が良心的に面倒を見る、あるいは介護費、医療費等を立て替えるなどして、本人の預金の解約等を必要とせず、成年後見手続を利用するに至っていないという人もいるのではないか。(中山委員)

- 制度利用の必要性をそれほど強く感じていない人が多いという側面も確かにあろうかと思う。不誠実な親族により本人の財産が侵害されるおそれがあるなどの特段の事情がない限り、わざわざ申立てをする必要もないと考えるのではないか。(土屋委員)

- 精神的、身体的には手続を必要としていても、周りの方のサポート等により、実質的に申立てを必要としないというようなケースもあるということになるだろうか。(委員長)

- それでもやはり、成年後見制度のことをまだよく知らないという人が多いのは事実であろうと思われる。今後の高齢者、認知症患者等の増加を考えると、裁判所としてセミナーを開催するなど、積極的に制度の周知に努めるといったことが必要ではないか。(中山委員)

- 任意後見手続により本人があらかじめ後見人を指定していたが、そのことを知らない親族が本人の判断能力低下を理由に法定後見手続の申立てをするなど、任意後見手続と法定後見手続が重複することにより問題となったケー

スはないか。

(中山委員)

- 任意後見手続により後見人が指定されているところに法定後見手続の申立てがされた事例が1件ある。詳しい内容までは申し上げられないが、結果として法定後見手続の申立人が申立てを取り下げたという事例である。なお、任意後見手続では本人の意思により後見人が決定されることから、法定後見手続による後見人よりも任意後見手続による後見人の方が優先される。

(行方上席裁判官)

- 任意後見手続による後見人がいても、法定後見手続により後見人が選任されるということはあるのか。(委員長)
- あり得る。任意後見契約の内容に不十分な点があれば、それを法定後見手続によってカバーするというような余地があるものと考えられる。

(勝田次席家裁調査官)

- 後見人を変更することは可能か。(中山委員)
- 後見人の不正行為が発覚した場合等、職権で当該後見人を解任し、新たな後見人を選任することとはある。(行方上席裁判官)
- 本務の仕事の多忙さ等を理由に親族間で交替を求めることはできないのか。

(寺門委員)

- 例えば、兄弟間で、兄が後見人に選任されたが諸事情により職務を全うできなくなったことを理由に、弟が交替を申し出るなど、親族間で交替を求めるケースも考えられるのではないか。(松岡委員)

- 親族間等で、現在の後見人と新たな後見人が話し合いにより交替を考え、申し出た場合には認められるのか。(委員長)

- 現在の後見人に辞任をしていただくことになろうかと思う。後見人自らが高齢を理由にその任に堪えないとして辞任の申立てををするといったケースもある。裁判所としては、正当な理由があればこれを認めて、新たな後見人を職権により選任することになる。(行方上席裁判官)

- 保佐から後見といったように、本人の症状の進行等によって途中で手続が

変わるということはあるのか。(寺門委員)

○ 自動的に変更されるということにはならないであろう。当事者の申立てが必要となるのではないか。(土屋委員)

○ 変更されることはあり得るが、土屋委員のおっしゃるとおり、症状の進行等によって自動的に補助から保佐、あるいは保佐から後見といったように手続が移行していくということではなく、その都度申立てをしていただく必要がある。(勝田次席家裁調査官)

○ パンフレットについて、どのような印象を持たれたか。成年後見制度について理解しやすいものとなっているか。(委員長)

○ 申立動機一覧のようなものが記載されていると、自分がどんな状況になったときに申立てが必要となるのか、イメージしやすいのではないか。(寺門委員)

○ パンフレットの２ページに書かれているが、文字ばかりで読みづらい。一見して内容を把握できるようなものにできないか。(土屋委員)

○ 説明としては分かりやすいものになっていると思うが、利用者が手に取って説明をよく読むかどうかは、一見しての印象によるところも大きいのではないか。(村田委員)

○ DVDの内容については、どのような印象を持たれたか。来庁者への説明用のDVDとしていかがか。(委員長)

○ よく分かる内容になっていたと思う。DVDは来庁者に見せるだけでなく、裁判員制度の広報と同様に、人が集まる公民館等様々な場所において幅広く利用できるようにするなど、積極的に活用したらよいのではないか。

(吉原委員)

○ DVDの貸し出しはしていないのか。(土屋委員)

○ 現時点で貸し出しはしていないが、要望等あれば可能であろう。

(廣瀬家裁事務局長)

○ 裁判員制度の出張講義のように、要請を受けて成年後見制度に関する説明

の機会を設けるなどの広報活動を行ったことはこれまでにあったか。

(委員長)

- 地域包括支援センターが平成18年に設立された際に、同センターにおいて説明を行ったことがある。(春原家裁訟廷管理官)

- 広報活動としては、平成18年に裁判員制度と併せて説明会を行った。そのほか、最高裁のホームページに掲載されている。(廣瀬家裁事務局長)

- 公民館や地域の活動の一環として、成年後見制度についての説明を要請されたことはないか。(委員長)

- ある市町村から生涯教育のカリキュラムとして成年後見制度についての説明を依頼されたことがある。(廣瀬家裁事務局長)

- 申立人の負担軽減、手続の迅速化を目指して、裁判所としても様々な試みを行っており、その一つとして受理面接の導入を考えているところであるが、これらの裁判所の取り組みについて御意見等お伺いしたい。(委員長)

- 成年後見手続は、従来、申立てから後見開始までに大体3ヶ月かかると聞いているが、受理面接の導入等によりどのくらいの期間短縮ができるのか。

また、申立てから後見開始までの期間に、例えば、判断能力のない本人の締結してしまった契約に関する代金の支払いを止めるなど、消費生活問題の側面から本人救済のために裁判所を通じて取り得る手段というのではないのか。

(佐藤委員)

- 成年後見制度で消費生活問題救済というところまでカバーすることは難しいのではないか。(土屋委員)

- 成年後見手続の申立人の中にも、そのような状況に置かれ、判断能力が全くない本人がした契約なのだからその支払いを止めてほしいと考える人は少なくないと思われるが、契約を取り消したりということはできないのか。

(佐藤委員)

- 後見開始決定前に結ばれた契約については、手続の申立てがあったからといって、その一事を持って取り消すことができるということにはならないで

あろうと思われる。訴訟を提起し、契約の不存在を主張して争っていただくことになるのではないか。 (行方上席裁判官)

○ 例えば、裁判所が契約先に対して後見手続の申立てがあったことを通知するなどすることで、本人に対する督促を停止させる効果が期待できるのではないか。 (土屋委員)

○ 督促等にどう対処すればよいか分からず不安に感じている当事者のために、一時的にでも支払いを止めるための何らかの手段があるとよいのではないか。 (佐藤委員)

○ 高齢者については、クーリングオフの期間を延長するなど、法制度自体に見直しを必要とする部分もあるのではないか。 (松岡委員)

○ 佐藤委員から御指摘のあったところでもあるが、およそ3ヶ月とされている手続期間を、できる限り短縮するというのが裁判所に求められる喫緊の課題であろうと思われる。

具体的には、どのくらいの期間短縮を目標にしているか。 (委員長)

○ 現段階では「できる限り早く」と申し上げざるを得ない。鑑定も本人調査も省略というケースでは、数日で後見開始の決定を出すことができる場合もあるが、精神鑑定が必要となるケースでは、どうしてもある程度の期間を要することになる。ケース・バイ・ケースということになってしまうが、出来る限り無駄な時間を省き、迅速に処理していくということに尽きるのではないか。 (勝田次席家裁調査官)

○ 鑑定にはやはりある程度の期間がかかってしまうものか。 (委員長)

○ 鑑定を行う立場から見ると、近年、最高裁作成のチェックリスト等の利用により鑑定人の負担も軽減され、鑑定費用も下がってきており、従前に比べて手続の運用がかなり改善されているという印象である。鑑定についても、裁判所と連携して手続の迅速化に努めていきたいと考えている。

(大西委員)

○ 受理面接はいつから導入する予定か。 (委員長)

○ 来月から本庁において試行的に導入する予定である。

(勝田次席家裁調査官)

○ 一般的に後見人には専門家になるものというイメージが強いように思われる。資料を見ると親族等が後見人になっているケースが多く、本人の身近な人が後見人になっていることを知れば、やってみようという人も出てくるのではないか。

(松岡委員)

○ 具体的に、親族が後見人となっている割合はどのくらいか。

(委員長)

○ 長野では83パーセント、全国では71パーセントである。

(古山家裁首席書記官)

○ 親族が後見人になっているケースが多い点を強調した広報というのも、制度周知に効果的ではないか。

(松岡委員)

○ ほかに御質問等あればお伺いしたい。

(委員長)

○ 対応する職員の数は足りているのか。今後増え続けることが予想される申立てに対応できるのか。

(松岡委員)

○ 昨今の情勢から公務員の増員は難しいが、監督事務の簡略化等工夫を凝らし、参与員の方々にも御協力をいただいて、しっかりと対応していきたいと考えている。

(廣瀬家裁事務局長)

6 次回期日

■ 平成21年2月9日(月)午後3時

(注)

○は、委員の発言内容

■は、委員会において確認した事項